

## 「収支内訳書の提出がないことで 不利益な扱いはしない」と再確認

熱田税務署交渉

この間、熱田税務署から納税者に送られている「平成24年の確定申告書の見直し・確認について」や「書類の提出について」と題する文書は、行政指導文書で、書類の提出がないことで不利益な扱いはできない文書です。ところが、その中に、「提出がないと調査になる場合がある、過少申告加算税がかかります」などと、いかにも不利益な扱いをするような文言が入っており、その部分の削除、あるいは文書の撤回を求めて六月十三日に熱田税務署と緊急に交渉し、板平会長・三浦税対部長ら5名が参加し、愛商連の豊田事務局次長も参加しました

はじめに、「行き過ぎた行政指導文書の内容の是正と送付の中止を求める請願書」を読み上げ不当性を指摘しました。税務署側は、「中身の確認のため、協力をお願いするもので、時と場合によっては、調査することもある」と回答しました。「行政指導文書に調査という文言を書けば、脅しになる」と抗議すると、税務署側は、「脅しとは考えていない。こういう場合がある」と回答。板平会長は、「今までは、こういう文書を出したことは一度もない、税務署交渉でも、収支内訳書を出さないから」と言っており、不利益な扱いをしないと回答している。今までの回答はなんだっ



たのか」と強く抗議しました。税務署側は、行政指導の扱いは変わっていない、しかし、「国税通則法が代わって、調査

## 納めた税金が戻って申告で 修正された

熱田西支部 (読者)

熱田西支部元会員で、現読者のFさん、4月に税務署から申告内容が違っているからと手紙が届き、民商と相談し、修正申告書を提出(但し、税額はゼロ)。ところが、税務署から再度呼び出しがあり、税務署へ行くと、引けるはずの「配偶者控除が引けない」と平成23年分と24年分を再修正させられ、税額も発生し24年分はその場で払ってしまいました。しかし、どうも納得がいかな

手続きの方法が変わって、調査の可能性や還付の是非の可能性などを知らせる必要から書いている、すでに1月の段階で局から支持がきている」と回答。「受け取る側が調査になるかも知れない、不利益な扱いを受けると思うような文書は行き過ぎていて」と指摘、これには回答はありませんでした。最後に、改めて、「行政指導文書が任意である」「こと「収支内訳書の提出がないことをもって不利益な扱いはしない」というこれまでの見解に変更がないことを確認しました。

ないので、今度は事務局と一緒に税務署へ行って、交渉したところ、結局、税務署員がきちんと聞かずに修正させていたことが判明し、一転、今度は更正の請求をして納税した税金を還付させることに、そして23年分が当初どおりゼ口になりました。「民商に相談して本当によかった、ぜひ知っている業者がいたら広げるわ!とすっきりして帰りました。

来年からすべての白色申告者のに記帳義務がスタートします。ぜひ自分の収支計算がきちりできるよう支部・班で学習しましょう

## 飲み会・食卓で「語り継ぐ委員会」

熱田東支部

熱田東支部は、今年の5月の総会に久しぶりに6名が集まり、今後の活動を話し合った中で、「毎月こうした集まりを持とう、6月は、焼き肉店の会員さんの処でやろう」となり今回の企画になりました。その後も会員さんの中には、「なかなか商売の先がみえない中でみんながどうやってやっているか交流し合うのも大事だね、そういう集まりがあったらぜひ参加したい」などの声もあり、今回は、こ



毎月集まりたいね

うした民商の集まりに参加したのは初めてといふことを含め6人が集まりました。まずは、参加者一同、会場の焼肉屋さんの繁盛ぶりにビックリ、「一度どうやっていっているか聞かないかん」から始まり、美味しい焼肉を食べながら、商売の事、政治の事、民商の事など約2時間楽しいひと時を過ごしました。初めて参加された方も「本当に今日は楽しい、こういう集まりがないとダメだね」と感想、古い会員さんからも「今度はもう少したくさん集まってもらうようにしまし」との感想も出されました。

熱田東では、これまでなかなかこうした集まりが出来てこなかったため、これを契機に、今後もぜひ続けて行きたいと平林支部長も決意を新たにしていました。

